

議案第 79 号

調布市ふれあいの家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

利用料金表「全日」の区分の上限額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市ふれあいの家条例の一部を改正する条例

調布市ふれあいの家条例（昭和57年調布市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表全日午前9時～午後9時の欄中「700」を「1,000」に、「900」を「1,300」に、「1,100」を「1,600」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市ふれあいの家条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。